



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

点字墨字同時印刷プリンタ等の買取

## 2. 契約の相手方

NECキャピタルソリューション株式会社

## 3. 随意契約理由

現在使用している点字プリンタについては、各区点字による受け付けや区の広報紙点字版作成等、各種の行政情報の提供に利用するために、現借入については、平成30年7月1日から平成31年3月31日までの契約となっている。

仮に2年5か月以上再リースを継続して行った場合、購入（買い取り）の方が割安となり、点字プリンタ自体の需要が少なく、中古市場等も皆無であるため、現在も安定して稼働している、現使用プリンタを購入（買い取り）するものである。

また、現在借入契約を締結しているNECキャピタルソリューション株式会社と特名随意契約により購入（買い取り）を行うことで、購入契約額を大幅に削減できる。

以上の理由から、地方自治法施行令167条の2第1項2号により同社と特名随意契約を締結する。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総合企画グループ（電話番号：06-6267-9683）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
総務課事務参考用読売新聞の購入（4月～3月分）
  
2. 契約の相手方  
読売センター本町
  
3. 随意契約理由  
新聞の配達区域が指定されているため。
  
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
  
5. 担当部署  
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
総務課事務参考用産経新聞の購入（4月～3月分）
2. 契約の相手方  
産経新聞大阪販売株式会社
3. 随意契約理由  
新聞の配達区域が指定されているため。
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署  
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
総務課事務参考用朝日新聞の購入（4月～3月分）
  
2. 契約の相手方  
株式会社朝日新聞なにわステーション
  
3. 随意契約理由  
新聞の配達区域が指定されているため。
  
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
  
5. 担当部署  
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
総務課事務参考用毎日新聞の購入（4月～3月分）
2. 契約の相手方  
株式会社岡島新聞舗
3. 随意契約理由  
新聞の配達区域が指定されているため。
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署  
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
総務課事務参考用日本経済新聞の購入（4月～3月分）
2. 契約の相手方  
株式会社岡島新聞舗
3. 随意契約理由  
新聞の配達区域が指定されているため。
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
5. 担当部署  
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）

## 随意契約理由書

1. 案件名称  
総務課事務用地方財務実務提要（追録）の購入
  
2. 契約の相手方  
株式会社ぎょうせい
  
3. 随意契約理由  
地方財務実務提要の追録については、株式会社ぎょうせい以外では取り扱いがないため。
  
4. 根拠法令  
地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
  
5. 担当部署  
中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

窓口サービス課事務用渉外身分関係先例判例総覧（追録）の購入

## 2. 契約の相手方

日本加除出版株式会社

## 3. 随意契約理由

本書籍は、現在窓口サービス課において所有しており、戸籍事務において使用している渉外戸籍（外国籍の者が関連する戸籍の届出）の先例・判例をまとめた書籍の追録である。

戸籍事務は過去の判例、先例に基づいて事務が行われることが多く、また希少な事案に対する相談業務および届出の処理を行うにあたっては、最新の判例、先例の把握が不可欠であり、日々追加される判例や先例を適切に把握し、正確な戸籍事務の執行を図るため本書籍を活用している。追録には、最新の戸籍に関する判例、各自治体から法務局へ寄せられた疑義に関する回答が掲載されている。

また、過去の先例も戸籍、国籍をめぐる世論の変化を受け、解釈や運用に変更が加えられることもあり、最新情報の把握は戸籍事務執行に必要不可欠である。

かつ、本書は加除式書籍であり、元になる書籍の出版元が日本加除出版株式会社であり、その書籍に対応する追録を発行している会社も同社のみであるため。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）